

平成 21 年度第 2 回税制調査会議事録

日 時：平成 21 年 10 月 20 日（火）13 時 30 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

ただいまから第 2 回「税制調査会」を開催いたします。

本日は、会長、会長代行、お二人の大臣が今日は所用がありまして出席ができません。以下、私の司会で会を進めたいと思いますが、まず、本日の進め方でございますけれども、今後の進め方について御説明を申し上げたいと思います。

本日並びに 22 日の木曜日、更に 27 日の火曜日、この 3 回は総理から広範にわたる諮問をいただいたことを踏まえまして、まず、税財政の現状。2 点目としては租税特別措置等について。3 点目としては納税環境整備。4 点目は法人課税。5 点目として国際課税。6 点目は個人所得課税。7 点目は資産税。8 点目として間接税。こういった主要税目等について、一通り勉強を兼ねた審議を行いたいと思います。

また、この一環として、29 日の木曜日には、税制調査会の藤井会長から御指示がございまして、地方団体との意見交換及び総理から諮問事項全般についての有識者のヒアリング、これを行いたいと思います。

地方団体と有識者の人選等につきましては、会長に御一任願いたいと思います。なお、専門家委員会の立ち上げについては、年末の取りまとめまでの時間も限られていることですので、改めてよく検討していきたいと考えております。今回の有識者からのヒアリングは、専門家委員会の立ち上げとは分けて、アドホックに御意見を聞こうという趣旨でございます。

以上のような審議を行った後、今月 30 日金曜日までに各副大臣に提出をいただく改正要望について 11 月初めの税制調査会で、各副大臣から直接ヒアリングを行うこととしたいと思います。

以上で進め方について、何か御意見はございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○峰崎財務副大臣

ありがとうございます。それでは、本日の議題に入っていきたいと思います。

本日は、税財政の現状、租税特別措置等について。更に納税環境整備。この 3 点についてと、併せて臨時国会に提出予定法案などに関わります厚生労働省の要望事項がございまして、これについて審議を行いたいと存じます。

それでは、カメラの皆さん、退場をお願い申し上げます。

（報道関係者退室）

○峰崎財務副大臣

それでは、税財政の現状につきまして、まず、国・地方の税財政の現状について、財務省並びに総務省から説明を聴取いたします。

最初に財務省主税局、よろしくお願いいたします。

○諏訪園財務省調査課長

主税局調査課長の諏訪園と申します。それでは、座って説明させていただきます。

まず、お手元の資料でございますが「資料（税財政の現状）」というものを御説明したいと思います。

おめくりいただきまして、目次の次の1ページ目でございます。財政の現状について、先般、総理より御諮問いただいた諮問文の中では、まず、最初の下線部、こうした中で、我が国の財政は、これまでの国債発行残高の累増等により、危機的な状況にある。

そして、こうした基本的な考え方の下、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、我が国の構造変化に適用した税制を構築していく観点から、以下の事項を始めとして、国税・地方税を一体とした毎年度の税制改正及び税制全般の将来ビジョンについての調査審議を求めるとの諮問文をいただいたところでございます。

2ページ、一般会計の税収、歳出総額及び公債発行額の推移というものでございまして、ここでのポイントは3点あるかと思えます。

まず、バブル崩壊以降、歳出総額と税収が大きく乖離しているということでございまして、歳出総額と税収の乖離がバブル崩壊以降、年々広がった姿、俗にワニ口が広がるという言い方をしておりますが、これが少し17、18、19辺りに縮まりかかったんですけども、今回の経済危機に伴い、むしろその乖離幅は更に拡大しているという状況でございます。

また、補正後予算額を見た場合、歳出に占める税収比率は50%を下回るという厳しい状況でございます。

3ページ、一般会計税収、先ほどの資料から税収の推移だけ取り分けたものでございまして、19年度決算で51兆円、20年度決算で44.3兆円、21年度予算で46.1兆円となっているところでございます。

これに対しまして4ページ目でございますか。まず、20年度の一般会計税収につきましては、一番上の段、一般会計分計でございます。19年度決算額51兆円に比して、20年度決算額は3つ右でございますが44.3兆円でございます。これは補正後予算に比べて2.2兆円のマイナス。対前年度の増減としては6.8兆円の減収となっております。

主なものは、下2つ行ったところの法人税が対補正増減で△1.1、対前年度では△4.7といったものが大きなウェイトを占めているという状況でございます。

5ページ、平成21年8月末の税収については、所得税では8月末累計というのが、数字として左から3つ目のところにあるんですが、4兆7,835億円と対前年同期比

85.1%と前年に比べてかなり小さい数字となっております。

また、法人税も8月末累計で、還付等により1兆2,816億円のマイナス。そして消費税も8月末累計で1兆5,665億円、対前年度比91.4%ということで、一般会計分計、最後の数字でございますが73.2%の対前年度比と芳しくない進捗状況になってございます。

6ページ、足元の経済指標でございます。名目経済成長率について申し上げますと、21年度の政府経済見通し+0.1、内閣府の経済動向試算△3.1%という見通しでございます。

実績、これは4-6の対前年度比で見た場合の実績としては△6.7%でございました。

企業収益について21年度の経常利益の見込みあるいは3月期決算上場法人の経常利益の見込みということで4つ載せてございます。

夏前に公表された数字と、夏を超えてあるいは秋に公表された数字を見ますと、4つのうち3つはむしろ新しい数字の方が悪化しているという状況が見て取れようかと思えます。

給与でございますが、毎月勤労統計調査で見ますと、このところ現金給与総額について減が続いている。中でも特別給与の落ち込みというの大きいものがあるという状況でございます。

7ページ、先ほどの全体ではなく、今度は主な税目別に見た税収の推移でございますが、所得税収・法人税収は景気や税制改正等に応じて変動しており、ピークから大きく減少してきているところでございます。

一方で、消費税収は比較的安定して推移しているという状況でございます。

8ページ、一方で、公債について、利払費及び公債残高の推移についての表でございますが、公債残高については、平成21年度末で591.9兆円と一般会計税収の約13年分に相当し、国民一人当たりで約464万円となっております。

公債残高の累増にもかかわらず、利払費が増加しなかったのは、低金利状態が続いていたためということでございます。

9ページ、財政収支・債務残高の国際比較ということで、世界的な経済危機に伴って各国とも財政収支が悪化しております。我が国の場合、特記すべき点は、特に債務残高の対GDP比において主要先進国と比較して高く、190%程度に達しているということで、右下の線グラフでございますが、日本だけが非常に突出して高い状況にあるというものでございます。

10ページ、主要先進国における財政運営目標の推移ということで、各国とも従来から財政運営目標を掲げて財政健全化を意識して、財政を運営してきたところでございますが、今般の世界同時不況においてもそれ以降の新たな財政運営目標をそれぞれ定めてきているところでございます。

11ページ、社会経済情勢の背景となる今世紀の日本としての人口減少社会、超高齢

化社会というものについてのデータを示したグラフでございまして、左側は 21 世紀に 100 年かけて約 8,400 万人増加した人口が 2004 年の 1 億 2,779 万人をピークに継続的な減少局面に入るといふもの。

右側はそうした中で少子化と高齢化の同時進行ということでございますので、今世紀半ばには 5 人に 2 人が高齢者になるという見通しを示したものでございます。

12 ページ、社会保障の給付と負担の推移、これは、平成 18 年時点での厚生労働省の試算でございますので、その後の制度改正あるいは現在検討しているものについては入ってございません。高齢化を反映して社会保障の給付費は 2006～2025 年度で約 50 兆円増加する見込みという数字でございまして、2006 年の 90 兆から 2025 年には 141 兆円にという数字が示されてございます。

13 ページ、国民負担率及び租税負担率の推移、社会保障負担率というのは、保険料引き上げ等により上昇傾向にございますが、租税負担率はピーク時からむしろ 27.6 から現在、足元 23.0 と減少している状況でございます。

トータル 23.0 と社会保障負担率の 15.9 を合わせたところで 38.9%でございますが、財政赤字を含む国民負担率は 47.7%と約 9 ポイントも上回っております。この部分は将来世代に転嫁されるわけでございますので、47.7 で現在の行政サービスを賄っていると整理すれば、その約 2 割は将来世代の負担で賄われているということでございます。

14 ページ、OECD 諸国の国民負担率でございますが、一番左デンマーク、アイスランド、スウェーデンといった北欧の国を中心に高い順に並べてございますが、日本については右から 5 番目、38.9%というものになっております。

15 ページ、国民負担率の内訳の国際比較、主要諸外国と比べてございます。日本のほかにアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン、デンマークでございますが、日本の数字は国民負担率が 38.9%、アメリカは 34.7%と日本より低い数字となっておりますが、日本も含めてほかの国で賄われている医療について民間医療保険の果たす役割が大きいということで、その数字が除かれた数字となっていることに御留意が必要かと思ひます。

いずれにしましても、日本の 38.9 のうちの租税負担率は 23.0%ですが、諸外国と比べますと個人所得課税、消費課税のウェイトがとりわけ低いということが言えようかと思ひます。

以上、簡単でございますが、資料の説明をさせていただきました。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。それでは、総務省自治税務局の方からお願いいたします。

○青木総務省企画課長

自治税務局企画課長の青木でございます。座って説明をさせていただきます。

資料の 1 ページでございますが、地方財政全体の財源不足の額を棒グラフで表したものでございます。

地方歳出、地方団体は抑制をしてまいりました。また、景気回復もあり、平成 15 年度以降、この財源不足は縮小してまいりました。

しかし、ここに来て相当財源不足が拡大してきている。景気低迷に伴う地方税、交付税の落ち込みというのが懸念される状況にあらうかと思えます。

2 ページ目は、地方税収の推移を棒グラフでまとめたものでございますが、今、申し上げましたように、15 年度以降の景気回復に伴いまして、税収は上がってきております。16 年度から 18 年度まで三位一体の改革、その集大成として平成 19 年度に所得税から住民税へ 3 兆円の税源移譲がなされて、19 年度でピークになっておりますが、20 年度、21 年度と落ち込んできているという状況でございます。

3 ページ、今、申し上げました三位一体の改革の期間中、地方税、地方交付税の状況を示したものでございます。

国庫補助負担金の改革に伴いまして、先ほど申し上げた 3 兆円の税源移譲がなされたわけでございますが、実質的な交付税とも言えます。この表で言いますと、②、③、臨時財政対策債を含めて、右の欄外にございますが、15 年度と 18 年度を比べますと、5.1 兆円のマイナスになっている。

この間に景気回復しておりますので、税収は一定程度伸びておりますが、そのうち景気回復に地域差があったことから、地方部にとっては税収があまり伸びない。その中で交付税分が減っているということが極めて厳しい財政運営を強いる結果になったものと考えております。

4 ページは、そうしたことも踏まえて、地方団体が地方一般歳出、公債費等を除く歳出のことでございますけれども、地方一般歳出をどう削減してきたかということを示しているものでございます。

平成 11 年度が地方一般歳出のピークの年度でございますので、それと 19 年度を比べてみますと、全体で 16% 強の削減。

その中にありまして、都道府県で言いますと、例えば財政力指数が 0.3 未満の財政が乏しい県では 29.4% の減。市町村では 5,000 人規模の町村ですと 30% 以上の削減を行っているということで、財政力が厳しいところほど歳出を抑制してきたということが御覧いただければと思います。

そうしたこともありまして、地方側からは、地方が自由に使える税財源の確保ということ強く要請するに至っているものと理解をしております。

5 ページは、直近の地方税収の状況を示したものでございます。真ん中が 20 年度の地財計画額決算でございますけれども、法人二税のところを御覧いただきますと、B の欄でございますが、地方財政計画額 9.8 兆に対して決算見込み額は 8.4 兆、1.3 兆の穴が空くという状況でございます。

20 年度は、こうした状況になるということのある程度にらみながら、平成 21 年度の地方財政計画が策定されたわけでございますけれども、法人二税でいいますと、6.5

兆ということで、地財計画対比でいいますと、前年度と比べて33%減という、これまでにない下げ幅の法人二税の額をもって地方財政計画は作成されたわけでありましたが、この法人二税で言えば6.5兆、地方財政計画の税収全体で言えば37兆、この確保もなかなか難しい状況だろうと考えております。

6ページ、市町村税収のデータがないものですから、都道府県税収に絞って8月末の段階での税収の動向を示したものでございます。

法人二税について御覧いただきますと、一番右の欄でございますが、調定額ベースでございますけれども、8月末の調定額で前年度と比べますと、60.6%という状況でございますので、今年度を予定している税収の確保というのは難しいだろうと。税収不足が生じるだろうと思われま。

一方で、企業に対する還付金というのもあるという中で、なかなか厳しい財政運営が強いられているところでございます。

また、地方から見ると、国税の減収は地方交付税の減収にも影響するという含めてダブルパンチになってくるかということでございます。

7ページは、主要税目の税収の推移を示したものでございまして、法人二税が非常に景気に対して変動しているということ、地方消費税、固定資産税は安定的であるということが御覧いただけようかと思ひます。

8ページは、地方の借入金の残高の推移を示したものでございます。平成5年度、6年度以降、急激に増加をし、200兆のオーダーのところまで高原状態になっているということでございます。他の先進国と比べても地方の長期債務は相当重いものになっているという状況でございます。

最後に9ページでございますが、社会保障関係費にかかる地方負担の将来推計でございます。地方団体からデータを取りましてまとめたものでございます。

年金、医療、介護・福祉等という制度的な負担のみならず、地方におきましては、社会福祉施設の運営あるいは救急体制の確保等、きめの細かい医療、福祉サービス等を提供しておりますけれども、そうした部分も伸びてくるということで、将来的には大体国と地方3対2くらいのイメージで地方の負担も増えていく、その中でどういふふうに財源を確保していくかというのも中長期的には重要な課題だろうと考えております。

説明は、以上でございます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。ただいまの両省の説明について、御質問、御意見がありましたら、どうぞお出してください。ございませんか。

厳しい財政状況にあるということは、これを見てお分かりいただけたかと思ひますが、大前提として共通の認識に立ちたいと思ひます。

どうぞ。

○増子経済産業副大臣

財務省の12ページの「社会保障の給付と負担の推移」のところで、2006年～2025年度で約50兆円増加する見込みという資料が提出されていますけれども、これはどうなのでしょう。単純に50兆を年で割ればいいのか、それともなだらかに年度が増えるにつれて増加していくのか、その辺の分析をちょっと教えてください。

○諏訪園財務省調査課長

厚生労働省で試算しているもので、必ずしもすべて把握しているわけではございませんけれども、人口推計ですとか、その年々の年金給付費等々変動もあるものも織り込んで計算したとお聞きしております、単純に一定の率で伸ばしたわけではないと聞いております。

それから、経済前提につきましても、2006年から2007、2008、2009、2010、2011と少しずつ物価上昇あるいは国民所得も変動させた上で、2012年以降は経済成長の、全体の物価上昇、賃金上昇等々の係数は横置きにしていると、そういうふうにいるろケースに応じて変えて各年度の数字を出していると、このように聞いております。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○増子経済産業副大臣

そうすると、厚生労働省の資料をそのまま受け止めてここに提示したという理解でよろしいんですね。財務省としては、何らここに加味したものは、ほかにデータとしてはお持ちになっているんですか。

○諏訪園財務省調査課長

これは、平成18年5月に厚生労働省が発表したものをそのまま載せております。

○増子経済産業副大臣

わかりました。

○峰崎財務副大臣

そのほかございますか。もしなければ、次の項目に移りたいと思います。

租税特別措置等についてお諮りしたいと思いますが、租特PTの運営方針について、古本政務官、小川政務官より御発言をお願いしたいと思います。

○古本政務官

財務政務官の古本です。よろしく申し上げます。

御案内のとおり、税調会で御了解をいただいて、現在、租特に関しますPTを立ち上げてございます。

既に3回行なってまいりまして、鋭意、委員の皆様にかちんとした運用ができる、今、いろんな整理をしているところでございます。

特に現在、租税特別措置がどういった形で国税、地方税ともに行われているか、その概要を改めて精査すると同時に、併せて旧野党時代に少し整理した透明化に関する

議論も併せてしてまいりたいと思っております、今、その議論を整理しているところでございます。

既に各国務大臣、各省三役にお願いをいたしております。今月末までにそれぞれの所管の部分につきましてとりまとめをいただく作業をいただいております。これを月末に御提出をいただいて、それをまたこの当税調にお諮りをしていくわけでありまして。

その際に、恐らく議論になりますのは、期間の長さによってふるいにかけるのか、あるいはそういう何か一定の金額によってふるいにかけるのか。あるいは、租税特別措置を全国で一体何法人の方が、あるいは何人の個人の方が利用されておられるのか、租税特別措置のユーザーの数、そういう単純なふるいでいいのかどうかという議論も含めて、今、中で少し整理をしているところであります。

したがいまして、恐らく御関心のどの租特をどう 22 年度改正で判断するかは、あくまでもこの場面でありまして、税制調査会の場でそれぞれの委員の皆様にご議論いただくということでありまして、そのことについての議論をきちんとこの場でしていただけるような準備を、今、しているということでございます。

国税につきましては、以上でありますけれども、恐らく今後集約をしていただく段階で、各省におかれましては、大変な御努力をいただくことになろうかと思っておりますので、また、折に触れていろいろと御指導いただければありがたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

それでは、続きまして地方税に関して、小川政務官、よろしくお願いたします。

○小川総務大臣政務官

総務の小川でございます。よろしくお願申し上げます。

租税特別措置に対応するものとして、地方税法の中に非課税等特別措置という並びのものがございまして。この全般の見直しについては、国税並びで検討を進めております。地方税に特化した部分だけ少し御紹介させていただきたいと思っております。

全体で 338 項目、後ほど資料を御覧いただきます。338 項目で減収要因 1 兆 3,000 億余りと試算しております。このうち、今年度末に期限がまいるものが 76 件、減収見込みが 1,800 億余りという部分でございまして、これを重点的に議論していくこととなります。

地方税の特色として 2 種類ございまして。1 つには、個人、法人の所得課税は国税の制度改正の影響を強く受けるものでございまして。

一方、固定資産税や不動産関係税を始めとして、地方税独自の課税体系なり課税制度を持っているもの、これは独自に議論をさせていただくということになります。この 2 つの性格を持っているということをお紹介したいと思っております。

その関係上、これもやや幅広に御紹介いたしますが、私自身非常に気になっておりますのは、特に扶養控除と配偶者控除を国税で廃止するけれども地方税では残すといったような我が党の政策、これはどのように実務的に処理するか。

もう一つは、暫定税率の廃止であります。国策減税を行う場合に地方の減収についてどう手当するか。こういった点についても幅広く御議論をいただきたいと思えます。

租特の見直しに関しては古本政務官から御紹介がありましたとおり、長期的に非常に長い間続いているもの、あるいは実績の少ないもの、それから地方税独自の観点で言いますと、どこまで国が関与するのか、こういった点についても見直しをすべきではないかと思えます。

併せて、サンセット方式と言われますけれども、余りにも長期に続いているものについては、時が経つのに合わせて少しずつ縮減をしていく、こういったような観点からの取組みも必要ではないかと思えます。

今日のところは、論点の御紹介にとどめさせていただきます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

次に、租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等について、財務省、総務省からそれぞれ説明を聴取したいと思います。まず、財務省の主税局からよろしくお願いいたします。

○安居財務省税制第三課長

主税局税制三課長の安居でございます。どうぞよろしくお願いいたします。お手元「租税特別措置」とあります資料に沿って御説明したいと思います。

1 ページをおめくりいただきますと、最初に「租税特別措置について」という資料を付けてございます。租税特別措置というのは何かということでございますけれども、一番上の四角は、いわゆる学問上にいわれていることでございます。読み上げますと、租税特別措置というのは、担税力その他の点で同様の状況にあるにもかかわらず、なんらかの政策目的の実現のために、特定の要件に該当する場合に、税負担を軽減あるいは加重することを内容とする措置のことを言うということでございます。

他方、外国の方に目を転じますと、その下の四角でございますが、アメリカの法律では、いわゆる **Tax Expenditures**、租税歳出というものの定義でございます。それには連邦税法の規定により認められた総所得からの特別の除外、免除若しくは控除又は当該規定に基づく特別の税額控除、優遇税率若しくは課税繰延べに起因する歳入の減少をいうということで、基本的には軽減措置を定めているということでございます。

これに対しまして、一番下、租税特別措置法には何て書いてあるかということでございますけれども、ゴシックになっておりますが、この法律は、当分の間、さまざまな内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、ということに加えまして、これらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき特例を設けることについて規定する、ということ、必ずしも減税措置だけではなくて幅広い措置を定めているのが、租税特別措置法だということでございます。

す。

2 ページ目は、今、申し上げたものを絵にしたものでございます。租税特別措置法というのは、本法に対する特例を定めているものでございますけれども、その大部分の黒い○で囲んだ部分は、恐らく政策税制と言えるようなものであろうかと思えます。

このうち、政策税制には期限があるものと期限がないものがございますけれども、期限がないもののうちには、必ずしも政策税制とは言えない、この黒い○からはみ出した三日月の部分がある。こういったものを定めたのが租税特別措置法であるということをお理解いただければと思います。

3 ページ目、今はイメージ的に申し上げましたけれども、さまざまな措置について試みの分類を行って見たものでございます。一番左側の類型のところを見ていただきますと「A 課税の免除や繰延べなど税負担の軽減等を図るもの」これがいわゆる租税特別措置ないしは政策税制と言われるものではないかと思えますけれども、右側にご覧いただけますと、法人税関係ですと試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、あるいは税額控除も定めてありますけれども、そういった措置でありますとか、その他のところにあります所得税関係の住宅ローン減税、その欄の一番下に、自動車重量税の免税、いわゆるエコカー減税、こういった政策税制がこのAの分類に含まれることとなります。

他方、左側の類型で見ていただきますと、B、C、Dとありますが、例えばBは「本則に定める原則と異なる課税方式を定めるもの」ということで、いわゆる分離課税のようなものを定めているものですが、こういったものにつきましては、納税者によりまして税負担は増える場合も減る場合もあるということ、政策税制とは少し別のものであろうと。

ないしはCを御覧いただきますと「租税回避の防止や課税の適正化を図るもの」ということで、何か特定の政策を推進するというよりも、税制の姿としてあるべき措置を講じている。具体例を見ていただきますと、移転価格税制であるとか、過少資本税制といったものでございますけれども、これもまた少し政策税制とは別のものであろうというふうに考えているところでございます。

Dの「その他」の欄も、手続等を定めるもので同様の考えでございます。

4 ページ目、そういったさまざまな特例を定めております租税特別措置でございますけれども、全部で 310 項目でございます。基本的に項目の数が難しいんですけれども、1 条で 1 項目とカウントしているわけですが、その 310 の内訳を見ますと、所得税関係が 111、法人税関係が 92 ということで、この 2 つでかなりの部分を占めているところでございます。

なお注 2、地価税につきましては、現在、課税が停止されておりますので、この地価税の 17 というのは意味がないというのが現状でございます。

5 ページ目、今は項目数で申し上げましたけれども、増減収見込額の全体像を示し

た表でございます。右下を見ていただきますと、租税特別措置の増減収見込額全体で約5兆円の減税でございます。表の左の減収見込額というところを上から御覧いただきますと、所得税関係で約1.5兆円、一番大きいのは住宅ローン減税の約8,500億円でございます。その下、法人税関係で約1.1兆円、このうちでは、先ほど申し上げました研究開発減税約2,500億が一番大きい項目でございます。その下、その他で約4.6兆円、このうちいわゆるナフサの免税というのが約3.6兆円でございます。このうちの大部分を占めている状況でございます。ということで、減収が立っているものを全部合わせますと約7.35兆円。

その右の欄を見ていただきますと、今後は増収見込額でございます。法人税関係は、交際費の損金不算入の措置で3,300億の増収。その他、これは揮発油税と自動車重量税のいわゆる暫定税率分でございます。これらを合わせました増収見込額全体で約2.2兆円でございます。

6ページ目、今の310項目を税目別と適用期限のある・なし、及び適用期限で分類した表でございます。一番右下のかぎ括弧の中を見ていただきますと、310とあるのが全体の項目でございます。ずっと左を見ていただきますと、適用期限なしが193、差し引きました126項目が適用期限がございます。そのうち、今年度末、21年度末に期限が来るものが47項目ございまして、これらにつきましては存続させるか、そのままやめてしまうか、御議論いただく必要があると考えております。

ちなみに、適用期限がある126項目につきましては、先ほどの分類でいきますと、すべて政策税制の項目に入るということでございます。

最後の7ページ目は、今の適用期限ごとに大きな項目を拾った表でございます。お時間の関係もございまして、中身の御説明は割愛させていただきたいと思っております。

私からは以上です。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、地方税における税負担軽減措置等について、総務省の方から説明をお願いします。

○山崎総務省都道府県税課長

自治税務局都道府県税課長の山崎でございます。よろしくお願いたします。地方税の関係につきまして、資料に基づいて御説明申し上げます。

1ページ目、まず総論的な租税特別措置との関係につきましては、国税と共通でございますので、具体論の方を申し上げたいと思っております。先ほど国税の方からお話がありました、A、B、C、Dという項目、こういったものにつきまして、地方税ではどんなものがあるかということでございます。

「A 課税の免除や繰延べなど税負担の軽減等を図るもの」、いわゆる政策的な部分でございますが、例えば事業税におきまして、社会保険診療報酬の益金・損金ともに

不算入にいたしておりまして、社会保険診療報酬については実質的に非課税にしております。あるいは医療法人に係る税率の特例措置、住宅ローン控除、住宅及び土地の取得に係る税率、不動産取得税を、期限を決めまして、本則4%を3%に落としております。

新築住宅に係る特例、住宅を新築いたしますと、3年ないし5年間2分の1に固定資産税を軽減するという措置がございます。

一般電気事業者が新設した変電所または送電施設に係る特例措置、これは電力会社に対しての特例措置でございます。

エコカー減税、自動車取得税でございます。

軽油引取税につきまして、漁船とか農業用機械について免税をしております。

こういったものがAに入るかと思っております。

「B 本則に定める原則と異なる課税方式を定めるもの」、譲渡所得関係のほかに、固定資産税につきましては、3年に1度土地の評価替えをしております。これにつきまして、急激な負担増加がないようにということで調整措置を講じております。こういったものがBに当たるのではないかと思います。

「C 租税回避の防止や課税の適正化を図るもの」、定義によりまして、軽油とともれるし、揮発油とともれるものがございます。これにつきまして、揮発油の方で課税するという特例がございます。

「D その他」で、徴収方法の特例がございますが、これは地方消費税、現在、国税庁に課税をお願いしております。こういう特例がございます。

申し遅れましたが、本則、附則と書いておりますのは、地方税法には租税特別措置法に当たる別の法律はありませんで、地方税法の本則なり附則なりに例外等を書いていく仕組みになってございます。

2ページ目、数え方にもよりますが338項目と一応数えてまいりました。この中で、まず注1を御覧いただきたいんですが、実は先ほど政務官も申し上げましたけれども、所得課税につきまして、国税と地方税は密接な関係になっております。個人住民税の関係では、例えば個人所得の計算を所得税の計算と同じようにするというものがございます。それから、法人関係税、法人住民税は、法人税額そのものを課税標準としております。法人事業税は、法人税の所得計算の方法を活用している部分がございます。こういった部分で、国税の租税特別措置の直接の影響を受ける、つまり国税がそう書きますとそういうふうに影響を受けるものが、個人住民税関係で110件中41件、法人二税関係で法人税関係92件中88件ございます。これは、この表には載せておりません。そういった意味で、個人住民税の関係が36件、法人住民税・事業税関係が25件となっております。

地方税では、やはり固定資産税・都市計画税関係、不動産取得税関係のように、土地の関係、家屋の関係、物税的なものが非常に多くなっておりまして、こういうこと

が特徴でございます。

3 ページ目、減収見込のところでございますが、個人住民税で 2,680 億、同じように注のところを御覧いただきますと、この表に入っているもの以外に、実は個人住民税関係で 2,580 億円が直接国税のマイナスの影響を受けます。法人二税関係でも、直接影響を受けるものが 2,860 億円の減収がありますし、先ほど国税の方から御説明がありました、交際費の損金不算入の措置も効いておりまして、プラス 1,620 億円増収の影響がございます。

そういうものを外しまして、地方税独自の減収・増収の部分がここに出ております。全体で減収見込が 1 兆 3,630 億円、増収の部分の 5,780 億円は暫定税率でございます。

4 ページ目、これは適用期限がどういうふうに来るかということでございまして、一番右の隅の合計のところ、先ほどの 338 件、マイナス 1 兆 3,630 億円とプラス 5,780 億円が来ております。

21 年度末はどうかということでございまして、76 件の期限切れを迎えまして、これに伴う減収額が 1,880 億円というふうになっております。これについての御判断をさせていただく必要があると考えている次第でございます。

5 ページ目、これは主な減収項目について、それぞれの期限切れごとに説明をしたものでございます。21 年度末だけを御説明申し上げますと、全体で 1,880 億円の減収、76 項目だと。一番大きなものが、先ほど申し上げました新築住宅に係る特例でございまして、固定資産税で新築いたしますと 3 年ないし 5 年でございまして、2 分の 1 になるという特例がございます。

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特別措置、120 億。

3 番目に書いてありますのは、公害の防止のための施設でございまして、例えば廃油の処理施設だとか、そういったものにつきまして、工場が併設する場合に、それについての固定資産税の特例措置がございます。

それから、成田空港でございまして、滑走路等に係る固定資産税について特例措置がございます。

こういったものが、21 年度末に期限切れを迎える主なものでございます。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。それでは、租特関係につきまして、これまでの説明を踏まえて、御質問、御意見等がありましたら、どうぞ。

中川文部科学副大臣。

○中川文部科学副大臣

通常国会に向けて、要望を出すようにという御示唆をいただいたんですけども、ただ出すだけではだめなんだろうと思っているんです。1 つは、これまでなされてき

た、ここにも 21 年度末で期限が来る項目について、我々はこれをどういう態度で、各省庁でどういう姿勢でこれに臨むのか、いわゆる透明化法で規定されたような形を、私たちのレベルで点検をして、ある程度の基準を示していただいて、その基準に基づいて点検した上で続けていくのか。それとも廃止をするのかという意見を添えて出すということが本当はいいんじゃないかと思いつつながら、出せよという指示を受け止めていたんですけれども、それが 1 つです。

もう一つは、新しい形として提案をしていきたい。それに公募ということもかけて、それぞれ関係団体や個人からの聞き取りもしながら、その準備に今、入っているんですけれども、これについてペイ・アズ・ユー・ゴーで行きなさいという指示しかないんですが、例えば我々の管轄でいくと寄附税制や何かがあるわけですが、これをトータルで議論しようと思うと、私たちの省庁だけの話ではなくて、すべてに関わる、いわゆる寄附税制全体としての指針をつくっていく作業をしていかないと、これは決まって来ないんだろうと思うし、財政的にそれをうちの省だけでペイ・アズ・ユー・ゴーでやれと言われたって、なかなか難しいということもありますから、できれば、どういう基準でこれを見直していくのか、あるいは提案していくのかという一般基準を事前に私たちに指示をしていただけると、それが共通項として皆さんに伝わって、そこから議論の土俵ができるということだと思つるので、そんな配慮をしていただくことができないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○峰崎財務副大臣

今の点については、本来であれば税制改正要望のときに、この月末までに出してくださいと、その際にこういう観点でということを出せばよかったんですが、時間的に非常に難しかったということがございますが、この間、租税特別措置について見直しをかけようということで、民主党としてはずっとやってまいりました。これは国民新党さん、あるいは社民党さんも今日はオブザーバーでお見えになっていますので、御意見があれば伺いたいんですが、そういう意味で、本当に効果が上がっているのか、積算の根拠が本当に正しいのか、あるいは極めて少額のものになってはしないか、利用がほとんどされていないのではないか、あるいは他の補助金と併用されていて、どちらかに絞るべきではないか、あるいは極めて長期にわたって、例えば昭和 30 年前後から 30 年以上にわたって続けているものもあるのではないか、そういったものについて、改めて見直ししてもらって、例えば長いものについては本則にした方がいいのか、あるいはもう効果がないからやめた方がいいのか、そういった点をできればそれぞれの該当大臣、副大臣の方で、政策会議等で議論をして上げていただければ、非常に幸いだと思っておりますが、そうはいつてもなかなか今、申し上げたような観点でできる限りやったとしても、また先ほど古本政務官、あるいは小川政務官の方で出されましたポイントを、我々なりにこちらで用意いたしますので、改めてこの場で要望事項として上がってきたことについては、きちんと論議をさせていただきたいと考えて

おります。

補足がありますか。どうでしょうか。国民新党さん、あるいは社民党さん、そういった点で、要望が恐らく皆さん方のところもおありだろうと思いますので、今のような観点で、ここで上げていただければ、本当に議論になると思うんですが、いかがでしょうか。

○下地国民新党政務調査会長

これは企画委員会で上げさせていただきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

そうですか。

社民党さんは、よろしいですか。

○阿部社会民主党政務審議会長

同じです。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○中川文部科学副大臣

さっき言われた話は、また基準として私たちに下りてくるということですか。今の話で終わりですか。それでやってくれというのは、正式に渡してくれるんだったら、そういう話で下してもらおうということによろしいですか。

○峰崎財務副大臣

まだ30日まで、月末まで少し時間がありますので、今、私が口頭で申し上げましたけれども、改めて4名でその基準を文章化して、そしてなるべく早く下せるように努力して、それに間に合わなければまた上げてください。そして、先ほどお二人の政務官の方から上げている基準作りを今しっかりやっていますので、これで実は租税特別措置に対するそれぞれの委員会に上がってきた要望事項を議論していきたいと思っておりますので、ある意味では二重のフィルターになると思いますけれども、それを進めていきたいと思っています。

30日までできるものは、今、私が口頭で申し上げましたけれども、もう一回、今、4名の租特のチームで基準を作っていますから、もし間に合えば出していきたいと思っています。間に合わない場合は、今の私の口頭のような要望で進めていただければと思いますが、できる限り間に合うよう出せば出していきたいと思っています。

どうぞ。

○増子経済産業副大臣

再確認をさせていただきます。私どものところでは、非常に租特が多いことは御案内のとおりだと思います。私どもで上げてきたものと、当然企画委員会で今、検討しているものと、一緒にここで議論をしていくという考え方でよろしいんですね。企画委員会があくまでも優先的なことはありませんね。

○峰崎財務副大臣

申し上げますが、企画委員会では、まさにふるいにかけるときの基準を作っているわけです。ですから、その基準に照らして、それぞれの省庁で出てきた要望事項、あるいはこれまでの租特に対して、そのふるいにかけてながらここで議論いたしますので、その議論をするときの基準を設けるといのが、今やっておる租特チームの作業です。ですから、あくまでもこの場で改めて議論するというところでございます。

今、中川文部科学副大臣からあったのは、その場合、もう上げるときに、既にそういう基準を設けてもらったかどうかということだったので、本当は間に合えばよかったんですけども、私が今、口頭で申し上げましたけれども、そういったような観点で民主党はもう既に過去2年間そういった議論をしてきた経過がございますので、それらの点を踏まえて上げていただければいいんですけども、なかなか間に合わないで、既にもう上げてこられるところもあると思いますので、そこはこの場でやりたいと思います。

○増子経済産業副大臣

ふるいの網目の大きさが、我々が考えているものと、そちらで考えているのと違うことがありますね。当然ね。

○峰崎財務副大臣

あります。あります。

○増子経済産業副大臣

ですから、それはお互いの議論の中で、この場で調整をして結論を出すという確認でよろしいですか。

○峰崎財務副大臣

よろしいです。ふるいの網目も議論いたしますから。

大塚内閣府副大臣。

○大塚内閣府副大臣

質問ですが、今、御説明いただいた資料の租特の5～7ページですが、増減収見込額が記載してございますが、これはどのように計算したのかということと、それぞれその租特所管の省庁から何がしか数字を聞いて集計したのか、その辺の実務をどのようにされたかお聞かせください。

○峰崎財務副大臣

それは、財務省と総務省に聞きましょうか。それでは、財務省からお願いします。

○安居財務省税制第三課長

5ページの表にございますが、増減収見込額の算定でございますけれども、昨年末に増減収見込額の計算をしているわけですが、その基になります数字は国税庁とかで把握しております数字に、必要に応じて各省庁からも数字をいただきまして、その下でどういう数字になるのかということ、精一杯推計をして作っている数

字でございます。

○峰崎財務副大臣

総務省、どうぞ。

○山崎総務省都道府県税課長

国税と連動といいますか、そういったものにつきましては、国税の資料をいただきながらですが、固定資産税とか不動産取得税等に関しましては、それぞれ都道府県、市町村から、どのように課税しておるのかというのを調査しておりまして、そういうものを含めまして試算しております。

○峰崎財務副大臣

内閣府副大臣、どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

私たちが立場が変わったので、数字の詰め方についてはいろいろ配慮が必要だとは思いますが、租特一本一本について、この租特については増減収幾らだというデータを開示していただければ、それぞれ所管の省庁において、本当にその租特はそうなのかという確認ができるんですが、全体の数字だけだと、先ほど来中川副大臣や増子副大臣が御指摘いただいているような問題を検討するに当たっても影響が出ますので、その辺、今後の対応については、何がしか事務局の方で定めていただければ幸いです。

○峰崎財務副大臣

それでは、財務省から説明をお願いします。

○安居財務省税制第三課長

今の御指摘ですけれども、一応我々の一本一本見積ったものにつきましては、すべて公表しておりますので、必要であればお届けすることはかなうと思います。ただし、すべての措置の中で、見積りは5ページの表の注1のところがございますけれども、全部の措置を見積ることができているわけではございませんで、増減収を見積ることが難しいものでありますとか、ないしは②にございます、増減収額が10億円未満のものにつきましては見積っていない、ないしは見積っていても発表していないということでございますので、その点を御理解いただければと思います。

○峰崎財務副大臣

内閣府各大臣、どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

重ねてすみません。そうであれば、逆に今まさしく指摘していただいたように、増減収額が10億円未満であるものは含んでいないということは、10億円未満の増減収の租特が果たして必要なのかという観点で、一律見直すということも可能ですし、したがって、これらの推計をどのようにやったかということと、その見直しの基準は密接にリンクしていると思いますので、是非事務局で十分に御検討いただきたいと思

ます。

○峰崎財務副大臣

勿論、今、ちょうどその作業をやっているさなかでございますし、今の御提案はしっかり受け止めてやっていきたいと思えます。

古本政務官、どうぞ。

○古本財務大臣政務官

政務官の古本です。中川副大臣からの御提案は、大変重く受け止めるんですけども、実はまさに今、大塚さんがおっしゃった話と一緒に、各省も今どれだけの租税特別措置による政策減税効果が上がっているかということ、つぶさに把握できているかどうかもちまちなんです。ですから、10億というところで便宜上線を引いておりますけれども、それは1,000万の単位から、100万の単位から、幾らでも個別・個者あるわけです。

ですから、是非これは合わせて、各省においても当然トレーサビリティがあるわけでありまして、それは御努力いただきたいと思えますし、各省にお願いしたい部分もあるんです。

加えまして、基準といいますか、ふるいの網の目の話が若干出ましたけれども、これは果たして今、各省の皆さんが、本当に各業界の方々に各省政策会議でいろいろな御意見を伺っているさなかに、あらかじめ網の目はこうだからという話があることが本当にいいのかどうかという議論も、いささかの躊躇もないというと、私は若干迷うものがあります。ですから、一旦集約をいただいて、それをこの場に、本当にこれを是々非々の議論はあくまでもこの場です。この税調会でやるに当たり、ちなみに網の目というものはどういうものがあるんだろうかというのは、時系列で、別途この場で御議論をいただきながらやっていった方がいいのではなかろうかと思って、冒頭の提案だったんですよ。

ですから、若干恐縮ですけども、中川副大臣が事前にあった方がいいということ、要はあり体に言えば、出すだけ出しておいて何だという話にならないようにということだと思っておりますが、そこはもう一言何かいただけるとありがたいです。

○峰崎財務副大臣

中川文部科学副大臣、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

私も透明化法の趣旨が頭にあるものですから、この問題を出したんです。

1つは、各省で今できることは、データをオープンにすることだと思えます。だから、それぞれの租特で、実際にどれぐらい減収があって、それがどういうところに偏っているか、あるいは満遍に効き目として浸透しているかということと、もう一つは政策評価があると思えますが、各省庁でこれをどう評価しているのか。政策目標は達しているのか、達していないのか。これは事前にそういう作業を我々のところで

やっておかないと、それをやって、ここで初めて議論ができることですからね。業界団体に対して、網の目がこうだこうだという話は、説明する必要はない。我々の役所の作業として、そういう基準を出しておいてもわからないと、一律でそれをやらないと、少なくともこの作業だけはしておいてくださいよというのを持って来ないとだめなので、そういう話を出させてもらったということです。

○峰崎財務副大臣

総務副大臣、どうぞ。

○渡辺総務副大臣

実は今までも租特P Tを3回やった中で、私も一つ一つのものを見ながら、いろいろ細目についても質問したことがあった。その中には、例えば独立行政法人に対する課税の減免とか、あるいは公益法人が所有する固定資産の減免だとかがあるんですね。消防協会だとか、小型自動車検査協会だとか、船舶何とか機構だとか、調べたら本当に大した額ではないんですよ。億円単位のものからある。

ただ、そもそもなぜこの団体のみ適用されているのかということなどは、各所管の官庁の方で是非やっていただきたい。これは別に基準を私が作るわけではないんですが、私も非常に疑問に思っているんです。あるいは固定資産税課税もというと、J Rに対する措置などもありますので、固定資産ですね。これなどについても、是非それぞれの省庁なりで、これは自分の省庁だということについては、是非やっていただくべきだと思います。

我々はやはり租特P Tだけだとちょっと手が回らない部分も正直ありましたので、確かに減免されている額が大した額でなくても、まさに1億円にも満たないものもあったんですけれども、しかしこれについては、そもそも論で是非やっていただければと思います。

御参考までに申し上げます。

○峰崎財務副大臣

増子経済産業副大臣、どうぞ。

○増子経済産業副大臣

基本的には、古本さんがおっしゃったようなことでやるべきだと思っているんです。今回の租特の見直しというのは、この政府税調の大事な部分だと思うんです。ですから、各省庁で、やはり徹底的に租特があるところはある、ないところはないということがあるんです。あるところは、やはり徹底的にそれぞれの政策会議、税制ヒアリングを含めてやった上で、企画委員会とすり合わせていくことが大事だと思っているんです。最初から網目を決めないでという考え方は、古本政務官がおっしゃったことと同じことなんです。そこのところが中川さんとちょっと違うんですが、私たちは租特が多いものですから、徹底的にやっていきたいと思っています。

○峰崎財務副大臣

下地国民新党政務調査会長、どうぞ。

○下地国民新党政務調査会長

もう企画委員会に3回出ているんですけども、方向性だけは示さなければいけないと思うんです。増減だけでも5兆1,000億しかなくて、そのうちの3兆円はナフサですから、新政権の初めての税調がどの方向に行くのかという方向性を示さないと、今、積み上がったものの結果で形をつくろうという方向性になっているけれども、どういう方向に行くのかを示さないと、どれぐらいの規模を動かそうと思っているのかとか、それをやらないと前に進まないのではないかといつも悩みながら企画委員会に出ているんです。

今日おっしゃったように、そういう意味でも大きな方向性をきちんと示して、それでみんなに議論してもらおうというやり方をしないと、やはり時間もない中で出てきた答えがまた1から始まるということでは、なかなか結論が出ないのではないかと思います。

今日はいい機会なので、逆に副大臣などに、この税調はどの方向に行くんだということだけはきちんと示した方がわかりやすいのではないかと思いますね。

○峰崎財務副大臣

今、下地国民新党政務調査会長から出されました意見がありますが、私たちはちょうどその作業をプロジェクトチームでやっている最中ですので、その方向性を出していただくと同時に、これも一つ一つの租特をどのように評価し、そしてそれをどのようにこれから方向性をつけていくのかということは、やはり政策目的との関連とかがございますので、なかなか金額面でどうだとか、移れないところがございますが、予算上の措置といいますか、今は民主党のつくったマニフェストと申し上げますが、その時点では金額面は、ある程度の金額を出していることは間違いありません。これはたしか中川文部科学副大臣が作業をされたときにも数字が出ていると思います。それらを含めて、改めてもう一回これを整理するときに、整理するというのは、プロジェクトチームから網目というか、ふるいの目が出てきますので、そのふるいの目を論議するときに、我々としてはこれからどういう切り込み方をしていくのかということの論議の中で、そういうものも出させていただければなと思いますので、今日は今まで出されたような意見を踏まえて、再度、今、プロジェクトチームで作業をしていることに少し委ねていただければなと思います。

時間的な関係もございますので、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○中川文部科学副大臣

早いとどうなんでしょうか。

○峰崎財務副大臣

今日は20日でしたか。あと10日余りですので、もし作業的に間に合えばというこ

となんです、内部で検討させていただきたいと思います。

それでは、3点目の納税環境整備ということにつきまして、財務省、総務省から説明を受けたいと思います。

最初に、財務省の主税局の方からお願い申し上げたいと思います。

○小野財務省主税企画官

税制第一課の企画官をしております小野でございます。

「資料（納税環境整備）」というものを御覧ください。

まず、1ページ目でございます。

先般、総理からいただきました諮問文の抜粋を付けてございます。下の方に下線を付してございます。「税と社会保障制度の適正な運営のための番号制度やその執行体制など、納税者の立場に立つとともに適正な課税を推進するための納税環境整備を検討すること」ということで諮問をいただいております。

2ページ目でございます。

納税環境整備とは何かということでございますけれども、下の絵の中に小さい丸がたくさんございまして、いろんなことが書いてございます。

下の方の丸から御覧いただきますと、例えば「申告・納付・源泉徴収・年末調整」といった制度。あるいはその右側を見ていただきますと、申告制度のまさに裏腹なものとして「記帳・帳簿等保存」。更に右の方を見ていただきますと「処分手続（課税・徴収・附帯税）」「税務調査」「罰則」、更にはこれから御説明いたします「『番号制度』・資料情報」等々、直接の増減税には関わりませんが、手続的、制度的な税をめぐるのがございます。

更に左側を御覧いただきますと、むしろ納税者側からの視点ということで、こういう税務調査、罰則等々に対応するものとして「不服申立・訴訟手続」、更に申告に当たりましての「電子化」や「広報・相談・租税教育」といったものも含めて、広く納税環境整備と言っております。

上の四角の中を御覧いただきますと「納税者の税制に対する信頼性を確保していくためには、『納税者の視点』及び『適正課税の視点』を踏まえ、納税環境の整備を不断に図っていくことが重要」。

更に2番目の○の下線部を御覧いただきますと「各分野は、それぞれ納税者の権利義務と深い関係を有し、それぞれ有機的な関連性を有していることから、個別の分野の見直しに当たっては、各分野の相互関係や実務面の影響等に配慮しつつ検討を行う必要がある」ということでございます。これが全体像でございます。

3ページ目でございます。

御覧いただきましたように、納税環境整備というのは、非常に幅広い概念でございますけれども、当面主要な課題は何かということで幾つか挙げさせていただいております。

まず、諮問の中で具体的に触れられております「番号制度」でございます。後ほど御説明いたしますが、これは税務当局の方で取ります資料情報制度の見直しと裏腹のものでございます。

2番目は「罰則の見直し」。

3番目は「その他の納税環境整備」といたしまして、本日は更正の請求期間の見直し、国税不服審判のあり方を見直し、納税者憲章というものの資料を御用意いたしまして、こういう論点があるということだけ御説明いたします。

納税環境整備はこれらに限定されるものではございませんで、その他ということで、そのほかにも多くの事項があるということで、そこには「添付書類の簡素化等」ということで書かれておりますが、例えば現在いろんな住宅ローン控除等々の恩典を受けるためには、住民票などを申告書に添付しなければいけないといったような手続があるわけですが、そういうものを省略し、簡素化していくためにはどうすればいいかといったようなことも課題の1つでございますし、そのほかにもいろいろあるということでございます。

2ページおめぐりいただきまして、番号制度から御説明いたします。5ページ目でございます。

ここで番号制度を税務面で利用する場合のイメージということで絵を付けてございます。

従前、この番号というのは、よく税の世界では「納税者番号」という言葉を使用しておりましたけれども、今般、税と社会保障の両方に使えるようにするというので、あえて「納税者番号」という言葉ではありまして「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージということで資料を作らせていただいております。

その太枠囲みの中ですけれども、番号制度とは、納税者に広く番号を付与いたしまして、(1)各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を「告知」する、(2)納税申告書及び取引の相手方が税務当局に提出すべき資料情報に番号を「記載」することを義務づける仕組みでございます。

下の絵を御覧いただきますと、②のところ、納税者から取引の相手方というところに「番号告知」という矢印が出ておるかと思っております。この取引の相手方という括弧の中に「給与・年金等の支払者・金融機関等」と出ておりますけれども、例えば給与・年金等の支払者は、納税者に給与等を支払いますと、だれに幾ら支払ったかという金額を資料情報といたしまして税務当局に報告するという制度になっております。そこが③のところでございます。

現在は番号がございませんので、紙に情報を記して、税務当局に出しておるということでございますが、番号が入りますと、納税者から告知を受けた番号をその資料情報に記載して税務当局に出すということになります。

他方、納税者の方は、一番下の④でございますけれども、当然納税申告書を税務当

局に出すわけですが、そのときに番号を記載して出すということになります。税務当局の方でそれぞれに番号が付いておりますので、この番号を使いますと、コンピュータ処理で非常に迅速、簡略に突合ができますので、所得情報をよりの確に把握することが可能になるということでございます。

ただし、こういう番号を使用する場合には、非常に大事だと言われている条件が2つございまして、それが一番下の枠囲みの中でございます。

1つは「固有性」と呼んでおりますけれども、将来を通じて一の納税者に確実に1つの番号が付与されるということで、二重付番のようなことがあってはうまくいかないということでございます。

更に2番目は「可視性」でございます。これは例えば企業の支払者ですとか、金融機関は番号を認識できることが必要で、こういう相手方、特に民間の方で番号を明示的に確認できることが最小限必要であると言われております。

6 ページ目でございます。

主要国の例を掲げてございます。詳しくは御説明いたしませんけれども、左側を御覧いただきますと、社会保障番号を活用している国、あるいは住民登録番号を活用している国、更には税務のためだけに番号を付番している国ということで、これはそれぞれの国の状況によってさまざまでございます。

7 ページ目でございます。

番号でございますが、今、かなり多くの個人に付番されている番号制度としてどういふものがあるかということで、住民票コードと基礎年金番号について表を掲げさせていただきます。

左側が住民票コードですけれども、住民基本台帳法に基づくものでございまして、基本的に付番対象者は日本国の居住者全員ということでございます。括弧書きにありますように、いろいろな御議論がございまして、国立市、矢祭町は現在のところ不参加ということになってございます。

目的は、そこにあります住民基本台帳事務の簡素化・効率化等々でございます。

仮にこの住民票コードを税務の番号として使用する場合にどういふ問題があるかということで、一番下の留意点のところでございます。

まず、先ほど申し上げた固有性の観点です。住民票コードにつきましては、すべての住民に対して1対1の付番が完了しておるということで、二重付番の心配も基本的にはないということでございます。

問題はその下の可視性の方でございまして、現在は住民票コードというものは存在いたしますが、番号自体は本人に通知されておりますけれども、例えば希望者に配付されます住基カードの上には、基本的には番号は明記されていないという問題がございます。

更に住基票では、民間事業者が住民票コードの告知を求めることが一切禁止されて

おりますので、こういう点に鑑みますと、住民票コードをそのまま税務に利用できる番号に使うということは、現状では相当難しいのではないかと考えられます。

更に右側は基礎年金番号でございます。これは現在、国民年金法の施行規則に根拠がございます。ただし、これは下の注にございますが、来年1月施行の社会保険庁改革関連法の中で実は法律（国民年金法）での位置づけに格上げされることが予定されてございます。

付番対象者ですが、公的年金の加入者ということで、実は住民票コードに比べますと年金加入に至らない方、例えば20歳未満の方等は付番対象になっていないという問題がございます。

目的は、公的年金制度運営の一層の適正化ということでございます。

下の留意点でございますけれども、まず固有性の観点ということでは、ただいま申し上げましたように、年金制度の未加入者が付番されていないという問題がございます。

更に可視性の観点からは、実は現状では、年金手帳等に番号が記載されておりました、民間事業者の利用の規制も実はないのですが、これも最初に申し上げましたように、来年4月1日施行の国民年金法によりまして、住民基本台帳と全く同じ規制がかけられることになってございます。

8ページ目でございます。

番号制度と裏腹なものとして、先ほど資料情報に番号を付して、それを突合するというのを申し上げましたけれども、左下を御覧いただきますと、現行の資料情報は全部で53種ございます。現状で番号が入りますと、矢印が上と横の両方ございますけれども、まず番号によって名寄せの効率性等々が増すことによって、所得把握の制度が向上するという矢印の上方向への効果は期待できます。

更に、処理能力が向上いたしますので、右側でございますけれども、現在53種類でございますが、こういう資料情報の範囲を拡大するというによりまして、更に一層確実な所得把握が可能となるということが期待されます。

ただし、一番右側はレッドゾーンになってございますけれども、特に個人の事業所得等々につきましては、どうしても把握に限界があるということで、100%番号を入れたからといって所得把握ができるようになるというわけではないということでございます。

○峰崎財務副大臣

すみません。時間がないので、簡略に説明してください。

○小野財務省主税企画官

わかりました。次の制度は現在、資料情報はどういうものがあるかというものをお示ししたものでございます。

10ページを御覧いただきたいと思っております。

今、申し上げましたように、この番号制度というものを検討するに当たりましては、以下に掲げるような多くの論点があるということでございます。

まずその番号をどうするか。既存のものを使うのか。新しいものを作るのか。

更には、番号を使用する取引の範囲をどうするのか。

更にこれは共通番号でございますので、税務のほかに社会保障もどの分野で番号を使っていくのかという論点がございます。

4番目として、プライバシーの保護をどうしていくかということ。

更に最後の○でございますけれども、これは社会保障を含めた広範な行政分野に関わりますので、どのように検討を進めていくかという論点があるということでございます。

以上が番号制度でございます。

次に罰則ということで、12ページを御覧いただきますと、これは昨今の国税犯則事件の状況でございます。下囲みの中にございますけれども、年間150～160件の告発件数ということで、1件当たりの脱税額は1億5,000万ということで、非常に巨額の脱税が増えておるということでございます。

13ページを御覧いただきたいと思っております。

最近の犯則事案の例といたしまして、幾つか掲げてございます。一番上は通常の脱税でございます。2番目を御覧いただきますと、例えば外為のFX取引等々で、これを全く申告しないということで、結果的に巨額の脱税をしておるといような例が非常に増えておると。

更には3番目、4番目でございますが、源泉所得税の不納付罪、あるいは消費税の不正還付といったような事例が増えてきておるということでございます。詳細は省略いたします。

14ページは現行の罰則の体系でございますので、説明は省略いたします。

15ページでございます。

これは例えば金融商品取引法等々を始めといたしまして、近年こういうものの懲役刑、罰金刑が引き上げられてきておるとい状況でございます。

以上が罰則でございます。

その他ということで17ページ以降に論点だけ掲げさせていただいております。

まず17ページでございます。

更正の請求でございます。これは申告にかかる税額が過大である場合に納税者が税務当局にその是正を請求できる権利でございます。これは基本的に法定申告期限から1年ということになっております。ただ、その下の表にございますように、課税庁側から更正処分ができる期間が増額の場合は3年、減額の場合は5年ということで、この1年との均衡を失しているのではないかといような議論がございまして、これを見直していく必要があるのではないかという論点がございます。

18 ページでございます。

国税に関する不服申立制度でございます。そこの絵でございますように、国税の不服申立につきましては、現在は異議申立て、審査請求の手續がございまして、原則としてこういう手續を前置した上で取消訴訟を提起できるということになってございます。また、その審査請求に当たっては、そこの絵にもありますように、国税庁は執行機関から分離された特別の機関たる国税不服審判所がこれを行うということにされております。

こういう手續の在り方につきましても、さまざまな御議論がございますので、こういう在り方自体についても御議論をいただく必要があるのではないと考えております。

最後に 19 ページ、20 ページでございます。

納税者憲章というものでございまして、ここで OECD で納税者憲章とはどういうものかという報告書が示されてございまして、これも 1 つの検討課題になろうかと思っております。

時間が長くなって恐縮でございますが、以上でございます。

○峰崎財務副大臣

それでは、地方税の方を少し。

○青木総務省企画課長

地方税の方の資料の 1 ページ目でございます。

先ほど国税で御説明がありました刑事罰の体系をまとめたものがこれでございます。税目によって少しばらつきありますけれども、大方は国税と見合いの体系になっておると思っております。

下の方に書いてございますが、56 年以降、見直しをしていない点では国税と同じですけれども、都道府県ですとほとんど問題が生じるのは軽油引取税でございまして、軽油引取税については平成元年以降、数次にわたりまして引き上げ等の対策を講じてきているということでございます。

2 ページ目の更正の請求につきましては、この期間期限の設定については国税と全く同じでございますので、同じ論点があろうかと考えております。

説明は以上でございます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。大分時間が押しておりますが、特に何か。

それでは、山田農林水産副大臣。

○山田農林水産副大臣

今日は我々副大臣にとっては貴重な時間なんですけど、財務省からこういうヒアリングを受けるために来ているのではないです。実際に特例措置の効果とか云々とか、2 回もやっているわけなんです。だから、30 日までもう 1 回こういう勉強会ではなくて、我々が出すまでの間は、さっき言った網目か何かわからないけれども、事務を通達し

てくれる会なら喜んで来るんですが、そうでなければ、今、本当に忙しいときなので、できれば 30 日までしばらく休ませてもらえればと思うんです。

○峰崎財務副大臣

これは実はあと 2 回ばかり、全体的に我々の今、抱えている問題はどういうところなのか。これは先ほどあった納税環境のところは、率直に申し上げまして、例えば行政手続法の改正の問題とラップして、国税の場合はどうあるべきかということと絡んでくるんです。今、大変大きな問題になろうとしている課題です。

そういう意味で、それらのことについて、税の抱えている課題を全般を一応なめてみたいと思っておりますので、時間がもったいないと思われているところもあるかもしれませんが、できればその土台をなしているところの共通認識は、この税制調査会のメンバーとして共通なものを得ておきたいなと思っております。

どうしても日程的に自分としては、これに出られないという方がおられると思いますが、もしあれでしたら政務官の方に代理で出てもらうとか、それは構いませんので、そこはそれぞれの省庁の中で判断をしていただいて結構だと思います。ただ、資料とかその他は説明をさせていただきたいと思っておりますので、少しお願いしたいと思います。

外務副大臣。

○武正外務副大臣

私も農林水産副大臣と同様なんですが、例えば資料を事前にお配りいただくとか、やはり政治主導であれば、政治家の皆さんに是非簡潔に御説明いただければ、それですっと入ると思います。ここで副大臣、政務官が来られていますので、ディスカッションの場にできるだけ時間を少しでも毎回取っていただけるとありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○峰崎財務副大臣

今の御提案の配慮は、我々としても少し検討してみたいと思います。

中川文部科学副大臣。

○中川文部科学副大臣

次の会にタイムスケジュール、何をどこでどう改正していくかという、その目安をそちらの方で一遍整理をしていただきたい。納税者番号をいつ入れるのか。さっきの権利憲章はいつ作っていくのか。あるいは租税の見直しで透明化法をいつ上げていくのか。それまでに我々はどういう作業をしていくのか。こういうタイムスケジュールを是非つくって、提起してください。

○峰崎財務副大臣

優先順位も含めてですね。1 つまだ厚生労働の方から今日残っておりますので、とりあえず納税関係の問題については以上で終わって、今、御提言のあった点についてはしっかりと受け止めて、次回から改革をしていきたいと思っておりますので、よろし

くお願いします。

それでは、臨時国会に提出予定法案等に関わって、厚生労働省から要望事項がございますので、長浜厚生労働副大臣。

○長浜厚生労働副大臣

第1回目の税調で通常審議に先立って、今、座長からお話がありましたように、臨時国会提出法案があるところは税制に関連するところを説明しろということでございますので、御報告をします。

新型インフルエンザ法案に伴う措置と生活保護における母子加算復活に伴う措置。この2つについて御承認をいただければということでございます。これは年内に実施することとしており、通常のスケジュールに先立ってということでお願いをしたいと思います。

新型インフルエンザ。これは法案として臨時国会に提出をして施行する準備中でございますので、お願いをしたい点でございます。これは従来、予防接種法に基づく給付で、所得税が非課税措置とされておりますので、同様の対応でお願いをしたいというところでございます。

生活保護における母子加算関係は、法案ではなくて告示改正で措置可能であり、年内に速やかに実施予定だということは、さまざまに今マスコミ等の御議論で御理解をいただいていることだと思っております。したがって、税制措置についても先立って御承認をいただきたい。

この2点でございます。どうぞよろしくお願いします。

○峰崎財務副大臣

ただいまの社会保障給付の問題について、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○峰崎財務副大臣

それでは、ただいま厚生労働副大臣の申し出のあった措置については、税制調査会として承認することとしたいと思います。

最後に留意事項ですけれども、今月30日が提出期限となっている税制改正の要望等の提出手続や具体的様式等については、事務方から各府省の税制担当課に事務的に御連絡をしたいと思いますので、それに従っていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○峰崎財務副大臣

それでは、本日の会議は以上で終わりたいと思います。予定では明後日の10月22日となりますが、これは秋の園遊会と重なっておりますので、開催時間が少し延びますので、本日と同じく午後5時から開始したいと思っております。

本来であれば法人課税、国際課税について議論したいと思いましたが、先ほどの提

起がございますので、それらの資料の提出あるいは議論の展開の仕方等について、もう少しフリーにディスカッションできる時間帯を多くできるようにどうしたらいいか、知恵を絞っておきたいと思いますので、今日のところはこれで終わらせていただきたいと思います。

○渡辺総務副大臣

まさに私もそう思っております、例えば資料などはこの場で一枚一枚説明して、頭に入れてから質問しても時間がありませんので、例えば前日なり前もって皆さんの手元に行くような形にするとか、予習してきてくださいという形にでもしないと時間をもったいないので、是非検討させていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

ただいまの副大臣の意見なども含めて検討していきたいと思います。

それでは、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。